

学校評価とは？ 特別支援学校における実施状況は？

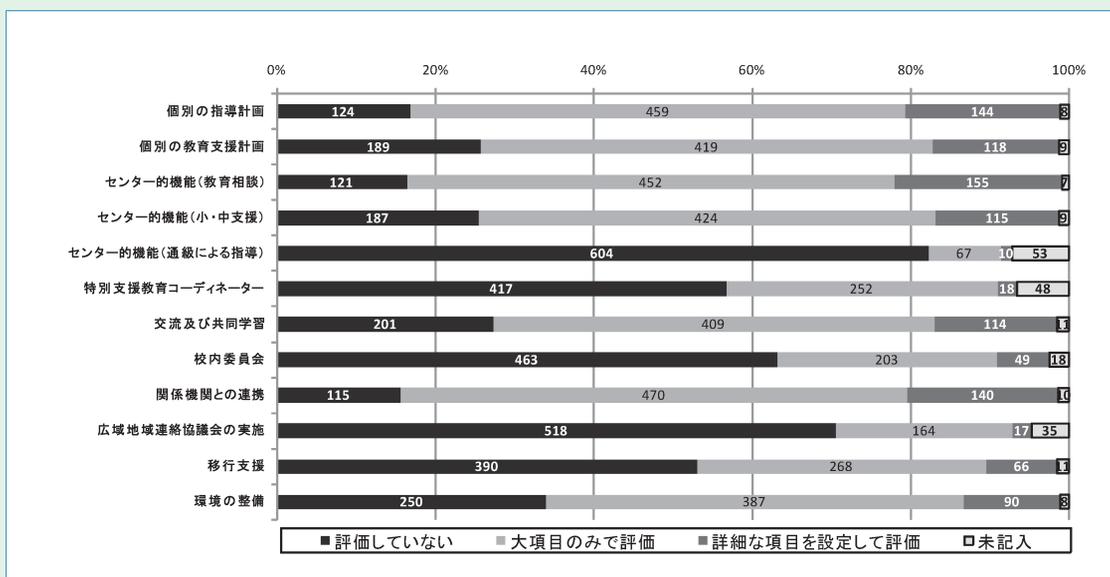
【研究の背景】

学校教育法が改正され、全国の学校では学校評価を行うことが義務づけられました。特別支援学校については、その特性を踏まえた学校評価を行っていくことが課題となっています。そのスタートアップ研究として、全国の特別支援学校における学校評価の実施状況や実施内容等の実態を把握する研究に取り組みました。

【特別支援学校におけるその特性を踏まえた学校評価の実施状況】

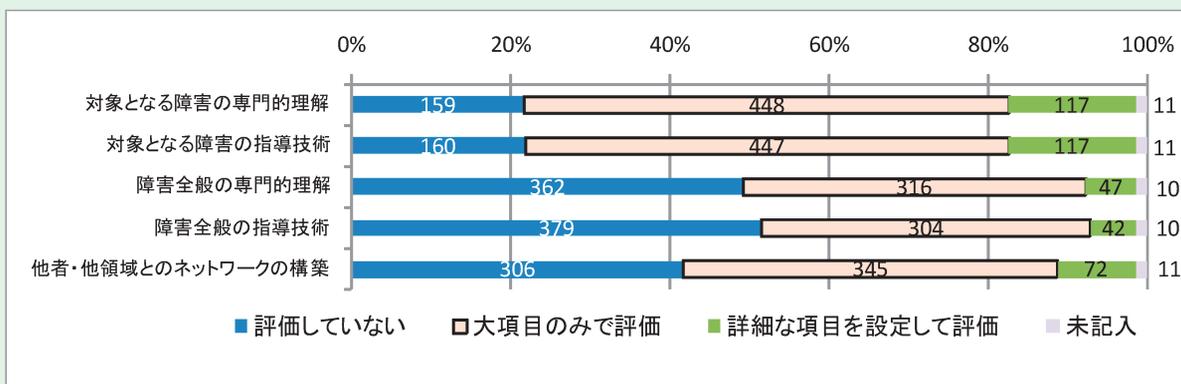
全国の特別支援学校を対象に、特別支援学校の特性に対する学校評価の実施状況について調査しました。結果は、図に示したとおりです。

特別支援学校の特性という観点から、7～8割の学校では「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」「センター的機能（教育相談や小中学校への支援）」「交流及び交流学习」「環境の整備」について評価項目を設定していることが認められました。一方、「特別支援教育コーディネーター」「校内委員会」、「広域特別支援連携協議会」、「移行支援」の項目を実施している学校は、半数以下に留まっています。



【教職員の専門性に関する評価】

7割程度の学校では、教職員の専門性について、その学校が主に対象としている障害種の専門的理解や指導技術に関する評価項目を設定していました。障害全般に関する専門性に関する評価項目を設定している学校は半数程度に留まっています。この結果は、現状では特定の障害種を主な対象としている特別支援学校が多いことを反映しているといえます。



【学校評価とは】

学校評価は、学校教育法第42条の規定により、学校運営の改善と発展を目指すために、以下のような目的の下に実施されるものです。

- 各学校が、教育活動その他の学校運営について、具体的な目標を設定し、その達成状況を整理して取組の適切さを検証することにより、組織的・継続的に改善すること。
- 各学校が、自己評価及び外部評価の実施とその結果の説明・公表により、保護者、地域住民から教育活動その他の学校運営に対する理解と参画を得て、信頼される開かれた学校づくりを進めること。
- 各学校の設置者等が、学校評価の結果に応じて、学校に対する支援や条件整備等の必要な措置を講じることにより、一定水準の教育の質を保証し、その向上を図ること。

平成19年6月に学校教育法、同年10月に学校教育法施行規則が改正され、自己評価・学校関係者評価の実施・公表、評価結果の設置者への報告に関する規定が新たに設けられました。

【関連情報】

「学校評価ガイドライン〔改訂〕」

文部科学省では、各学校や設置者の取組の参考に供するために、平成20年1月に「学校評価ガイドライン〔改訂〕」を作成しています。

これは、主に市区町村立の義務教育諸学校を対象として、平成18年3月に作成した「義務教育諸学校における学校評価ガイドライン」を改訂したものです。学校教育法の改正などを踏まえて、新たに高等学校が対象に加えられています。

この中で、特別支援学校については、その特性を踏まえた取組をすすめることの重要性が示されていますが、具体的な在り方については今後の検討課題とされています。



【本研究の概要】

(1) これまでの施策や提案の整理

文部科学省発行資料、審議会及び調査協力者会議等の報告書並びに文部科学省初等中等教育局学校評価室からの情報収集などを通して、これまでの学校評価に関連した施策や提言などについて、時系列で整理しました。

(2) 特別支援学校における特別支援学校の特性を踏まえた学校評価の実施状況調査

全国の特別支援学校1029校（本校は938校、分校は91校）を対象として、特別支援教育の特性を踏まえた学校評価の実施状況について質問紙による調査を実施し、その結果から括弧評価の実施状況を分析しました。

調査の柱は以下の通りです。

1. 学校の概要及び学校評価の実施
2. 特別支援学校における学校評価の自己評価項目
3. 学校評価の評価者の範囲
4. 学校評価の活用
5. その他の調査項目

本リーフレットは、研究所で行った次の研究を基に作成しています。

【研究課題名（研究期間）】

特別支援学校の特性をふまえた学校評価の在り方に関する実際研究（平成20年度）

【研究組織／問い合わせ先】

研究班：推進班（研究班長 大内 進）

研究代表者：大内 進

（メールアドレス oouchi@nise.go.jp）

研究分担者：中村 均、小田侯朗、金森克浩、
牧野泰美、小澤至賢